

# 谷口教授を支援する会 ニュース 第30号 2015年6月24日

発行 谷口教授を支援する会  
〒456-0006  
名古屋市熱田区沢下町9-3-401  
Tel : 052-883-6969  
Fax : 052-883-6968  
E-mail : tokaishidaikyoren  
@gmail.com  
URL : [http://taniguchishien.  
blog.fc2.com/](http://taniguchishien.blog.fc2.com/)

## 無謀・不当にも

## 名古屋女子大学・越原学園理事会が

## 最高裁に上告受理を申し立てました！！

名古屋地方裁判所につづき、名古屋高等裁判所でも谷口教授側の勝利判決が出されましたが、名古屋女子大学・越原学園理事会は5月15日までに最高裁判所に上告受理申立をしました。このため谷口教授側の最終勝訴が確定するのは、かりに上告受理申立書の提出先である高等裁判所で学園の上告受理申立が却下されたとしても、7月上旬になります。また書類が最高裁に送られれば、審理のためにさらに数ヶ月以上の時間がかかり、最終的に不受理（棄却）になるとしても高裁判決の確定が遅れます。

### 二審勝訴のお礼とご報告

谷口富士夫

名古屋地裁における昨年9月18日の全面勝訴判決に続き、名古屋高裁における本年4月30日の二審判決でも、学園の控訴を棄却して一審判決維持の勝訴判決をいただくことができました。休日を返上して裁判準備にご尽力くださった弁護団の小島高志先生および石塚徹先生はもちろんのこと、事件発生から今日まで私が挫けることのないように精神的および経済的にご支援くださった皆様の御蔭であると感謝しております。

二審の判決が一審維持の場合には、一般に一審の判決文をそのまま引用して、わずかに文言を修正したり加筆することが多いと弁護団から聞きましたが、今回は学園の控訴を棄却したにもかかわらず、高等裁判

所での「書き下ろし」的な判決文になっていました。それゆえ、法律の素人である私の目から見ても、今回の判決文が一審よりも踏み込んだ内容になっているのではないかと感じられる箇所がありました。以下に2点、指摘してみたいと思います。（以下、引用文における一重下線は地裁判決、二重下線は高裁判決を指す。）

#### 1. 大学教授の業務

一審判決では、「大学教授として教育研究に携わる者については、単に自分の研究の追及・進展といった学問的な事柄のみに専念するのではなく、学生に対する教育指導として講義や演習等を行うということも雇用契約上の義務に含まれていると解されるが、講義や演習等は、大学教授にとっては

自分の研究内容・成果の発表をし、さらなる研究の進展を図る機会でもあるから、講義や演習等を行うということは、雇用契約上の権利でもあると解するのが相当である」ことを前提として、理事会が私を大学文学部から法人本部の教職員研修室へ配転させたことについて必要性・合理性がないと判断しています。

大学教授の業務に関する言及は、二審判決においても「大学教授としての本分である研究や教育を奪った。」という表現が見られます。しかし文脈を見ると、この表現は、学園の一連の行為（特命プログラム、3回の懲戒処分、教職員研修室への配転命令、教授から助手への降任処分、解雇）が違法であると判断を下した後に、漢字検定の問題を解かせるなど特命プログラムの内容を列挙して「被控訴人の自尊心を傷つけ、精神的圧迫を加え、」とまとめた文の最後の一節をなしています。そして「3度にわたる違法な懲戒処分をし、違法な本件配転命令、助手への本件降任処分をし、本件解雇をした上、本件解雇をしたことについて、控訴人学園の全職員に学内メールで知らせたのである。」と続けています。つまり二審では、私が形式的には文学部教授であっても、そのときの学長命令の内容に関して「大学教授としての本分である研究や教育を奪った」としているのであって、**大学の文学部から法人本部の教職員研修室へ配転した形式**に関して大学教授の教育研究の権利面に言及した一審よりも、踏み込んだ判決になっていると感じました。

この4月から施行された改正学校教育法では大学学長が独裁制を敷くことも可能な内容になりましたが、今回の判決が全国の大学学長の暴走をくいとめるのに一定の歯止めになることを期待します。

## 2. 直接的な表現

一審の判決文は別紙を除いても174頁もある大部のもので、弁護団は「行間からは裁判所の越原学園への強烈な批判、怒り

を感じ取ることができます」（ニュース第25号）と感じられたようですが、今回の二審の判決文では、より直接的な表現で裁判所の怒りを感じることができました。

まず、学園及び学長（当時）が私に対して課した特命プログラムが「嫌がらせ」であったと4回指摘しています。実は学園が私のブログに対して名誉毀損であると主張してきた16箇所の中の一つに、特命プログラム中の授業見学を私に対する「嫌がらせ」目的であると述べた記事がありました。裁判における学園の主張によれば、授業見学を「嫌がらせ」と受け止めることは私の主観であって正当ではない、ということでした。おそらく裁判所はそのことを踏まえた上で、学園の行為が「嫌がらせ」であったことを何度も肯ってくれたのであろうと感じています。

また、降任処分について「許されるものではない」と強い表現を用い、学園が私のブログを解雇の理由としたことに対して「口実」だという判断をしています。さらに、学園の行為について「執拗」とか「行為の悪質性」という表現を用いています。

以上のように二審判決では、誰が読んでも明らかと思われるほど、学園の行為に対する裁判所の怒りの感情を読み取ることが可能な表現がちりばめられています。

名古屋女子大学教職員組合は以上の控訴審判決を受けて私の職場復帰を議題に団体交渉を申し入れ、6月2日に学園側と話し合いの場が持たれました。しかし学園側は上告受理申立を理由に、実質的な交渉を拒否しました。また、裁判所が仮執行を認めた未払給与や賠償金の自主的な支払いも学園側は拒絶しました。

私自身は勝訴確定を信じていますが、そうであっても学園側がはたして素直に判決を受け入れるか疑問も感じています。最終的に職場復帰を勝ち取るまで、皆様のご支援、お力添えを賜りたく存ずる次第です。